（障害年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）

第五十七条の九　昭和六十年改正法附則第五十七条の三第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、昭和六十年改正法附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定により算定した障害年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年（旧共済法第八十二条第二項の規定によりその額が算定される障害年金については、二十年）を控除した年数を超えるときは、その控除した年数）を控除した年数）を乗じて得た額とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害年金の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第五十七条の十　昭和六十年改正法附則第四十二条第二項第一号に掲げる場合における昭和六十年改正法附則第五十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「追加費用対象期間の年数」とする。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る障害年金の額の特例）

第五十七条の十一　控除期間等の期間を有する者に対する昭和六十年改正法附則第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の年数」とあるのは、「追加費用対象期間の年数から控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるときは、組合員期間の年数が四十年を超えるときは控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数（当該年数が三十年を超える場合には、三十年）とする。）を控除した年数」とする。

（遺族年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）

第五十七条の十二　昭和六十年改正法附則第五十七条の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、昭和六十年改正法附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定により算定した遺族年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用対象期間の年数（組合員期間が二十年以上の場合であつて控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から控除期間等の期間の年数を控除した年数）を乗じて得た額とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の算定の基礎となる組合員期間の特例）

第五十七条の十三　昭和六十年改正法附則第四十六条第一項第三号に掲げる遺族年金（その額の算定の基礎となつた組合員期間の年数が十年以下であるものに限る。）の支給を受ける場合における昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。

（遺族年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第五十七条の十四　昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付は、共済法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金であつて、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例）

第五十七条の十五　遺族年金の受給権者が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における昭和六十年改正法附則第五十七条の四及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二の規定の適用については、昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項中「）の額」とあるのは「）の額と第三項において準用する附則第五十七条の二第六項に規定する政令で定める年金である給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額が」と、同条第二項中「算定した額が」とあるのは「算定した額と併給年金の額との合計額が」と、同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第三項中「の退職年金又は減額退職年金の額」とあるのは「の遺族年金の額と国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第五十七条の十五において読み替えて適用する附則第五十七条の四第一項に規定する併給年金の額との合計額」と、「、控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の遺族年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第五十七条の十六　前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項又は前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項に規定する併給年金（以下この条において「併給年金」という。）のいずれかが控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項及び同条第三項の四第一項及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第二項の規定（以下この条において「遺族年金額控除規定」と総称する。）による控除後の遺族年金の額（以下この条において「控除後遺族年金額」という。）と施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項又は地方の施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項、附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第九十八条の四第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この条において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項に規定する遺族年金の額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する遺族年金額控除規定による遺族年金の控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。

（遺族年金と併せて支給を受けることができる退職共済年金の額の特例）

第五十七条の十七　第五十七条の十五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第三項に規定する併給年金（退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金に限る。）について、加給支給停止規定が適用される場合にあつては、加給支給停止規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして第五十七条の十五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第五十七条の四及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における遺族年金の額の特例）

第五十七条の十八　昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項に規定する遺族年金について昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧共済法第四十四条の規定が適用される場合における当該遺族年金の額は、昭和六十年改正法附則第五十七条の四の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧共済法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族ごとに昭和六十年改正法附則第五十七条の四及び同条第三項において準用する昭和六十年改正法附則第五十七条の二第三項の規定を適用するとしたならば算定されることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、昭和六十年改正法附則第五十七条の四第一項中「同じ。）の額」